名称　鹿島港第八号仮設灯標
位置
所在地　茨城県鹿島港（鹿島港北防波堤灯台の南南西方約一・一キロメートル）
北緯　三五―五五―四九
東経　一四〇―四一―五四
変更した事項
位置
所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の南南東方約二・七キロメートル）
北緯　三五―五五―四六
東経　一四〇―四一―五四
変更年月日　平成二十一年十月二十一日

名称　御前崎港防波堤C灯台
位置
所在地　静岡県御前崎港（防波堤C外端）
北緯　三四―三六―五二
東経　一三八―一三―一〇
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年十月二十一日

名称　赤羽根港東防波堤灯台
位置
所在地　愛知県田原市（赤羽根港東防波堤外端）
北緯　三四―三六―〇三
東経　一三七―一一―一一
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年十月二十一日

名称　樫野港防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡串本町（樫野港防波堤外端）
北緯　三三―一八―一一
東経　一三五―五〇―五八
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年十月二十一日

名称　大分港鶴崎西防波堤灯台
位置
所在地　大分県大分港（鶴崎西防波堤外端）
北緯　三三―一六―四六
東経　一三一―四〇―三七
変更した事項
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年十月二十一日

名称　赤碕港沖防波堤灯台
位置
所在地　鳥取県赤碕港（沖防波堤東端）
北緯　三五―三〇―五一
東経　一三三―三九―三五
変更した事項
灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十一年十月二十一日

名称　オネン埼灯台
位置
所在地　鹿児島県大島郡瀬戸内町（オネン埼）
北緯　二八―一一―一六
東経　一二九―一四―四九
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで三六メートル
変更年月日　平成二十一年十月二十一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８８号

岩手県奥州市胆沢区若柳字津倉田152番地
債務者　佐々木俊介
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０８号

岩手県奥州市水沢区東上野町11番16号小野アパート3―2号室
債務者　石川　文作（旧姓若槻）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１１０号

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根広町10番地
債務者　小野寺節子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１２６５号

埼玉県鴻巣市堤町9番10号
債務者　石上　圭蔵
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１１号

埼玉県和光市白子3丁目16番41―206号
債務者　土橋　隆憲
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１２号

埼玉県和光市白子3丁目16番41―206号
債務者　土橋　明美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１０号

さいたま市北区日進町1丁目401番地3　プリムラハイム202、旧住所埼玉県蓮田市大字馬込1681番地の1
債務者　増永　伸行
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１２号

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5704番地4
債務者　武藤　好美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年1月21日まで
　さいたま地方裁判所第3民事部破産係